

春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、運営経費の増加が見込まれる介護その他のサービスを提供する事業者の運営する事業所等(以下「介護サービス事業所等」という。)へ、光熱費、燃料費、食糧費等の高騰相当分の経費について、助成金の支給による支援を行う介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)において使用する用語の例による。

(助成対象者及び助成金の額)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する介護サービス事業所等を市内に有する法人とする。

- (1) 申請日時点において、別表に掲げる介護サービス事業所等のいずれかを運営していること。
- (2) 申請日時点において、介護サービス事業所等を休止していないこと。
- (3) 申請日の属する月の翌月末日までに、介護サービス事業所等の休止又は廃止を行う予定がないこと。
- (4) 令和7年10月以降の介護サービス提供実績があること。

2 助成金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付期間)

第4条 助成金に係る申請受付期間は、令和8年2月16日から令和8年4月17日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に指定する期日まで申請を受け付けるものとする。

(申請及び助成の方式)

第5条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、申請を行う。

- (1) 対象介護サービス事業所等一覧
- (2) 誓約書・同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者による申請及び市による支給の方式は、電子申請方式(申請者が申請書兼請求書を電子申請システムにより市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)により行う。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、助成の可否を決定し、当該申請者に対し、助成金を交付する。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、当該申請者に対し、春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策助成金交付決定通知書(様式第2号)又は春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策助成金不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(助成金に関する周知)

第7条 市長は、介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業の実施に当たり、助成対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、市のホームページ等により周知を行う。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は助成金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第10条 交付決定者は、助成事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付の決定を受けたものについては、第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	サービス種別	助成金額
訪問系サービス事業所	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援 介護予防支援（居宅介護支援の指定を受けている場合を除く。） 訪問型サービスA（当該事業のみを行う場合に限る。）	1事業所当たり48,000円
通所系サービス事業所	通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 通所型サービスA（当該事業のみを行う場合に限る。）	1事業所当たり132,000円 ※ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊定員1人当たり12,000円を上乗せ
入所・入居系サービス事業所等	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 軽費老人ホーム	定員1人当たり12,000円 ※ 認知症対応型共同生活介護については1事業所当たり132,000円を上乗せ ※ 空床利用型の短期入所生活介護及び短期入所療養介護は対象外

	住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	
--	-----------------------------	--

※ 介護保険法第71条第1項本文の規定により指定があったものとみなされた保健医療機関を含む。
ただし、令和7年10月以降の介護サービス提供実績がある事業所に限る。